

平成20年度施策提案型事業の審査方法について(案)

1 施策提案型事業とは

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組みを広く募集し、民間のノウハウやアイデアを活用しながら、多くの県民の皆様に参加いただきながら実施する事業です。

2 平成20年度の応募状況

平成20年4月22日から6月30日まで募集し、15件の応募がありました。

3 平成20年度施策提案型事業の審査方法(案)

まず、事務局において、書類選考による1次審査を行い、有為性が高いと判断された事業について後日審査会による審査を行います。

審査会は、公開プレゼンテーション形式で実施します。この審査会の審査委員は、推進会議を構成する団体からも適任者を御推薦いただき、6名程度の構成としたいと考えています。

4 スケジュール(案)

7月中に1次審査を行い、8月に審査会を開催し採否を決定します。

採択された事業者は、事業を実施し、平成21年3月末までに報告書及び成果品を提出していただき、県のホームページに結果を公表します。